

相談機関名	市役所 弁護士相談
所在地	【廿日市市役所 生活環境課】 住所 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1 電話 0829-30-9147
ホームページ アドレス	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/
相談日時	【廿日市市役所】 毎月第2・第4水曜日、第3木曜日（祝日を除く） ※6月・2月は第2水曜日・木曜日、第4水曜日 ※3月は第1・第4水曜日、第3木曜日 午後1時30分～午後4時30分
相談内容	弁護士による法律相談（1人30分）
相談料	無料
相談方法	電話予約の上、来所してください。 ※予約受付開始日は「広報はつかいち」と市ホームページに記載します。
その他	予め相談したいことを箇条書きにされるとよいです。 年度内（4～3月）で同一案件の相談は一人一回限りです。

機 関 名	広島家庭裁判所（家事手続案内）
所 在 地	住所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6 電話 082-228-0561
ホームページ アドレス	https://www.courts.go.jp/index.html
受付日時	毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午前 11 時、午後 1 時～午後 4 時
相談内容	<p>家庭に関する次のような問題について家事手続案内を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離婚、夫婦関係調整、婚姻費用の分担その他婚姻中の夫婦間の問題 ② 内縁関係解消、内縁関係調整、婚約解消その他婚姻外の男女間の問題 ③ 子の養育費、親権者変更、子の氏の変更その他親子に関する問題 ④ 親子、兄弟姉妹その他親族間の扶養の問題 ⑤ 養子離縁、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、養親又は養子死亡後の離縁その他養子に関する問題 ⑥ 相続放棄、限定承認、遺産分割、祭祀承継者指定その他相続に関する問題 ⑦ 親族間の紛争に関する問題 ⑧ 婚姻・離婚等の身分行為の無効・取消、親子関係存否確認、認知、嫡出子否認その他身分に関する問題 ⑨ 後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任（成年後見制度）に関する問題 ⑩ 不在者の財産管理、失踪宣告に関する問題 ⑪ 親権者と子の間等の利益相反行為についての特別代理人選任に関する問題 ⑫ 遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄その他遺言・遺留分に関する問題 ⑬ 相続人不存在の場合の相続財産の管理、特別縁故者の財産分与に関する問題 ⑭ 改氏、改名、就籍、戸籍訂正その他戸籍に関する問題
相 談 料	無料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）
相談方法	<p>戸籍謄本等の関係書類を持参のうえ直接来所してください。</p> <p>「家事手続案内」では、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような申立てがあるかなどについて説明・案内します。ただし、法律相談や身上相談には応じることができませんので、ご注意ください。</p>
そ の 他	<p>裁判所ホームページに、家事事件に関する一般的な説明、審判・調停手続の説明、主な家事事件についての手続の概要や必要書類が掲載されていますので、ご利用ください。</p>

機 関 名	広島簡易裁判所 受付案内センター
所 在 地	住所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 電話 082-502-2210
ホームページ アドレス	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/ 広島地裁・広島家裁ウェブサイト https://www.courts.go.jp/hiroshima/
受付日時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時（受付は午後4時までをお願いします。）
相談内容	<p>民事上のトラブル、例えば、次のような事柄を解決するため、裁判所を利用する場合の各種手続（通常訴訟、少額訴訟、調停、支払督促）の説明を行ないます。</p> <p>なお、トラブルの実体的判断（裁判の勝敗の判断）やアドバイスを求める法律相談には応じていません。トラブルに関する書類等をご持参のうえ、直接来所してください。（予約は不要です。）</p> <p>① 人身傷害あるいは物的損害を伴う自動車事故による損害賠償に関する紛争</p> <p>② 借地、借家の明け渡しや敷金の返還、地代、家賃の値上げなど、宅地建物の利用関係に関する紛争</p> <p>③ 売掛代金や手形、小切手金の請求など、商事関係に関する紛争</p> <p>④ 農地等の貸借その他の利用関係に関する紛争</p> <p>⑤ 公害や日照、通風等の私生活上の被害に関する紛争</p> <p>⑥ 土地、建物、その他の物の売買に関する紛争</p> <p>⑦ 建物の建築請負に関する紛争</p> <p>⑧ 山林や宅地の所有関係（範囲に関するものを含む）に関する紛争</p> <p>⑨ 貸金（サラリーローン等）や立替金等の返済に関する紛争で債務額の確定及び支払方法の協定に関する紛争</p> <p>⑩ 賃金等の未払いに関する紛争</p>
相談料	無料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）
その他	

相談機関名	広島弁護士会 紙屋町法律相談センター
所在地	住所 〒730-0011 広島市中区基町 6-27 (そごう新館 6階) ※9月から〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 に移転予定です 電話 082-225-1600
ホームページ アドレス	https://www.hiroben.or.jp/
相談日時	原則毎日 午前 10 時 10 分～午後 4 時 25 分
相談内容	金銭問題、不動産問題、家庭問題、その他法律に関する全ての問題 について相談を受付けています。
相談料	有料 (40 分程度 6,600 円税込み) 経済的に困りの方は、相談料が無料になる民事法律扶助相談 (法テラス) も可能です。
相談方法	電話で予約してください。(1 週間前より受付) 予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 ホームページからWEB予約できます。
その他	

相談機関名	リーガルサポートひろしま（広島司法書士会）
所在地	住所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 番 69 号 広島司法書士会内 電話 082-511-0230 F A X082-223-4382
ホームページ アドレス	https://www.legal-support.or.jp
受付日時	【相談案内】 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度について ・ 高齢者、障害者の財産管理について
相談料	無料
相談方法	必ず電話をしてください。 まずは電話相談していただいて、面接相談の予約をしてください。
その他	広島司法書士会事務局から、相談者の地域担当司法書士に連絡を入れます。その上で相談日程を決めさせていただきます。

相談機関名	日弁連 交通事故相談センター
所在地	住所 〒730-0011 広島市中区基町 6-27（そごう新館 6 階） 紙屋町法律相談センター内 ※9 月から〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 に移転予定です 電話 082-225-1600
ホームページ アドレス	https://www.hiroben.or.jp/
相談日時	原則として金曜日を除く毎日 午前 10 時 10 分～午後 4 時 25 分
相談内容	交通事故に伴う法的な問題について、次のような相談を受けています。 ① 損害の請求金額 ② 損害の請求方法 ③ 賠償責任（過失の度合） ④ 賠償責任者の認定 ⑤ 示談の仕方と知識 ⑥ 自賠責保険関係 ⑦ その他交通事故についての一切の法律相談（刑事処分・行政処分の相談はできません）
相談料	原則無料
相談方法	電話か、WEB で予約してください。（電話は 1 週間前より受付） <予約受付> 電話 082-225-1600 <受付時間> 午前 9 時 30 分～午後 4 時
その他	

相談機関名	広島司法書士会 総合相談センター
所在地	住所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 番 69 号 電話 082-511-7196
ホームページ アドレス	https://www.shiho-hiro.jp
相談日時	【電話相談】 月～金曜日 午後 0 時（正午）～午後 3 時 【面談相談】 月曜日（祝日、第 5 月曜日除く） 午後 4 時～午後 7 時 火・木曜日（祝日、第 5 火・木曜日除く） 午後 6 時～午後 8 時 第 2・第 4 土曜日 午前 10 時～午後 0 時（正午）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記・商業登記について ・民事紛争について（少額裁判、破産等多重債務等） ・相続・遺言について
相談料	無料
相談方法	まずは電話相談していただいて、面談相談の予約をしてください。
その他	

相談機関名	広島法務局 人権擁護部 広島法務局 廿日市支局
所在地	【広島法務局 人権擁護部】 住所 〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 電話 みんなの人権110番 0570-003-110 こどもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 外国語による人権相談 0570-090-911 【広島法務局 廿日市支局】 住所 〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 電話 0829-31-2164
ホームページ アドレス	【広島法務局ホームページ】 https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/
相談日時	毎週月～金曜日（祝日、年末年始は休み） 午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、「外国語による人権相談」については、午前9時～午後5時
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣人との争いごと・子どもや高齢者への虐待・いじめや体罰 ・ 押しつけや嫌がらせ・結婚や就職時の不当な差別 ・ 国籍による差別・同和問題・結婚、離婚の強要、妨害 ・ 名誉、信用を傷つけられたとき・その他の人権侵害 ・ セクシャルハラスメントなど
相談料	無料
相談方法	
その他	

相談機関名	広島公証人合同役場
所在地	住所 〒730-0037 広島市中区中町 7-41 三栄ビル9階 電話 082-247-7277 FAX 082-247-7276
ホームページ アドレス	https://www.kosyonin.jp/hiroshima/
相談日時	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
相談内容	各種契約や遺言などの公正証書の作成、定款や私書証書の認証、確定日付、定期借地その他関連事項についての法律相談を受けています。
相談料	無料
相談方法	直接来所又は電話・メールしてください。
その他	